

別紙 2

「2027 年版 EDINET タクソノミ開発案」に対する コメントの概要及び金融庁の考え方

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	「②-1 EDINET タクソノミに ISSB タクソノミを取り込むインポート方式(間接併用方式)」(以下、「開発案②-1」という。)を採用する提案に賛同する。 ただし、基準設定主体の存在意義に疑問を生じさせ実務負荷の過度な増加にも繋がるので、SSBJ 基準にない開示項目をタクソノミに追加する事がないようすべき。また、詳細すぎるタクソノミをルール化するなど、タクソノミ導入の際は企業実務に混乱をきたさないような最大限の配慮も必要である。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。また、日本独自項目については貴重なご意見として承ります。
2	全般	We are highly supportive of this approach (option 2-1) and strongly recommend that the ISSB taxonomy is imported into EDINET, supplemented with Japanese labels, references and relationships. This will create a single, consolidated taxonomy for both preparers and users of data. Filing rules and rollout can be managed through one framework improving international comparability and reducing operational complexity. We note the plan to initially include only high-priority elements in the schema files due to budget constraints. This appears to be a practical starting point, and it would be helpful to outline how additional elements might be incorporated over time. ・ How ongoing maintenance cycles will be synchronised with EDINET updates. ・ Preparing and providing detailed implementation guidance to market (仮訳)我々は、「開発案②-1」による開発を強く推奨します。これにより、作成者と利用者の両方に対して単一の統合されたタクソノミが提供されます。ファイリング規則及び展開が1つのフレームワークで管理可能となるため、国際的な比較可能性が向上し、運用の複雑さが軽減されます。 予算の制約のために、最初は優先度の高い要素のみをスキーマファイルに含める計画は、実用的な出発点であると思われる、時の経過とともに追加の要素がどのように組み込まれるかを概説することは有用であると考えます。 また、現行の保守サイクルを EDINET の更新とどのように同期させるか、詳細な実施ガイダンスを作成し、市場参加者に提供することなどを考慮することは有用と考えます。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。また、更新やガイダンスについては貴重なご意見として承ります。

3	全般	I agree and would also recommend developing option 2-1 as this approach imports the ISSB taxonomy as the foundation and supplements it with Japan-specific elements with display links via EDINET. It allows for a single, consolidated taxonomy framework which supports both international comparability and jurisdictional specificity through Japan specific labels and extensions. Option 1 as this approach creates a separate taxonomy for Japan, it also reduces international comparability whereby filers and data users need to perform conversion work to reconcile disclosures with other jurisdictions. Filer burden is minimized as much as possible (especially for multi-jurisdictional filers), due to the requirement of tagging disclosures once using the harmonized structure. This approach also allows for efficient integration with any future ISSB updates and alignment to further global best practices for any new taxonomy developments. This will increase data usability as disclosures are within one unified framework. While integration and creation of Japan-specific labels and links is positive, if too many supplementary elements are created this could make the taxonomy unwieldy and harder to maintain for filers. This requires well governed definitions of extensions as there is a risk conflicting definition. (仮訳)私は、「開発案②-1」による開発に同意し推奨します。このアプローチによれば、基盤としての ISSB タクソノミをインポートし、かつ EDINET に対し日本独自の要素を補完することになるためです。これにより、国際比較可能性と日本独自のラベルという管轄区域の特異性の両方をサポート可能な、単一の統合されたタクソノミ・フレームワークが提供されることになります。一方で、「開発案①金融庁独自の EDINET タクソノミ」では日本で別個のタクソノミが作成され、提出者及びデータ利用者は変換作業が生じることになり、国際比較可能性も低下することになります。 特に複数管轄区域の提出者の場合、提出者の負担は可能な限り最小限に抑えられます。このアプローチにより、将来の ISSB タクソノミの更新との効率的な統合や、新しいタクソノミ開発のためのさらなるグローバル・ベスト・プラクティスとの協調も可能になると考えます。これにより、開示が 1 つの統合されたフレームワークの中で行われるため、データの有用性が向上することになります。 なお、日本独自のラベルやリンクを統合して作成することは有益ですが、あまりにも多くの補足要素が作成されると、タクソノミが扱いにくくなり、提出者にとって維持が困難になる可能性があると考えます。日本固有項目は、適切に定義付けられることが必要です。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。また、日本独自項目については貴重なご意見として承ります。
---	----	---	--

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
4	全般	「開発案②-1」を採用する方向性に賛同します。アナリスト・投資家にとって、開示データは、幅広く、定義が一貫し、かつ国際的な比較可能性が確保されていることが重要です。 SSBJ 基準は、「ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された」ものであり、SSBJ 基準に基づいて開示されるサステナビリティ関連財務情報は、国際的ベースラインである ISSB 基準に基づいて開示される情報と同等に、幅広く、定義が一貫し、かつ国際的な比較可能性が確保された内容となることが期待されます。 EDINET タクソノミに ISSB タクソノミを取り込むことで、日本企業が開示するサステナビリティ関連財務情報が、データレベルで国際的に比較可能なものとなることが期待されます。一方で、SSBJ 基準には日本独自の開示項目も含まれていることから、本方式はそれらへの対応も可能とする柔軟性を有しています。 現状、多くのアナリスト・投資家は、情報ベンダーを通じて有価証券報告書のデータを取得の上、利活用しており、XBRL 形式の生データを直接利活用するアナリスト・投資家は少ない状況です。ただし、生成 AI の利活用が進展することで、アナリスト・投資家が XBRL 形式の生データを利活用する可能性が高まることも想定されます。そのような状況の下、タグ付けの国際的な整合性が確保されることにより、情報ベンダーが提供するデータの国際的な整合性が高まり、アナリスト・投資家が利活用しやすいデータ環境が整備されることが期待されます。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。
5	全般	「開発案②-1」を採用する方向性に賛同します。	
6	全般	SSBJ 基準は、ISSB 基準の要求事項を取り入れた定めと SSBJ 基準独自の定めから構成されるが、前者については、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報と比較可能になることを意図したものであると理解している。このような SSBJ 基準の意図を達成するためには、タクソノミ開発においても、ISSB 基準の要求事項を取り入れた定めに基づき開示される情報に ISSB タクソノミそのものを使うことが適切である。ISSB タクソノミに基づきタグ付けされた海外のサステナビリティ関連財務開示と比較可能となるようにするためには、ISSB で定義した ID に手を加えるべきではないと考える。	

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
7	全般	当監査法人は、有価証券報告書における SSBJ 基準に基づくサステナビリティ開示のタクソミに関して、IFRS サステナビリティ開示タクソミを取り込むことをベースに開発し、我が国独自の開示事項については当局独自のタクソミを開発する方針(開発案②-1)について賛同いたします。当該方針は、ISSB 基準をベースに作成された SSBJ 基準と同じく、タクソミも ISSB タクソミを採用することで日本における企業と利用者の双方にとって国際的な比較可能性を高めるメリットがあると思料いたします。 また、同様に国際的な比較可能性を高める観点から、IFRS 会計タクソミをわが国 IFRS 任意適用企業向けに取り込むことが有用であるかどうか、今後再検討することが望ましいと考えます。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。また、IFRS 会計タクソミについては貴重なご意見として承ります。
8	全般	「開発案②-1」の採用に賛成する。ISSB タクソミを EDINET で利用することで、有価証券報告書で開示されたサステナビリティ開示情報の国際的な比較可能性を確保することができる。世界各国の企業開示では XBRL を使った電子開示が拡大しているが、その電子開示のベースとなるタクソミは、企業開示で適用される開示基準と一対となっている。我が国においては、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準を ISSB 基準をベースラインとした SSBJ 基準とした場合、電子開示の分野において ISSB タクソミをインポートして日本独自の開示項目を追加する方法により、開示基準と電子開示の間の整合性が確保され、その結果、我が国企業が開示するサステナビリティ開示情報の国際的な比較可能性が高まると考えられる。 また、EDINET タクソミへの IFRS 会計タクソミの採用を提案する。現在、我が国の IFRS 会計基準適用企業は、貴庁が独自開発した国際会計基準タクソミを使っているが、欧州や米国の IFRS 会計基準適用企業は、IFRS 会計タクソミを使っている。海外の投資家をはじめとする情報利用者が我が国の IFRS 会計基準適用企業の財務情報を使う場合には、IFRS 会計タクソミへの変換作業が必要となる。IFRS 会計タクソミがある状況下で、我が国の国際会計基準タクソミを独自に開発し運用するに要するコストに加え、上記の変換作業において利用者側に生じるコストなど、社会的コストを発生させるものであるため、我が国においても企業の電子開示の枠組みは国際的に共通する枠組みを採用することが望ましいと考える。	

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
9	全般	「開発案②-1」の採用に賛成する。日本において ISSB 基準をベースラインとして SSBJ 基準が開発されたのは、ISSB 基準を採用している海外の企業とのサステナビリティ情報の比較可能性を確保することが主な理由と理解している。この点、比較可能性をデジタルレポートのレベルで実現するためには、日本企業も ISSB タクソノミを使ってサステナビリティ情報をデジタル化することが重要と考えられる。 また、財務報告においても EDINET タクソノミへの IFRS 会計タクソノミの採用を提案する。現在、EDINET では IFRS 任意適用企業に対して、貴庁が独自開発した「国際会計基準タクソノミ」の適用が義務付けられている。欧州の規制当局、米国 SEC や韓国 FSS で採用している IFRS 会計タクソノミとは異なるものである結果、IFRS 適用企業の財務情報の国際的な比較可能性が低下しているとの指摘がある。EDINET でも 2017 年までは IFRS 会計タクソノミを採用していたため、当該方針に技術的な問題はないと考えられる。 さらに、最近一層重要になっている AI をはじめとする自動化ツールは、人間による作業への関与を減らし、少ない指示でデータを大量に処理することを可能にするが、国際的なデジタルレポートのアーキテクチャとは異なる独自のアーキテクチャを採用することによって、自動化ツールへの指示を複雑にし、結果として自動処理の対象に含まれないリスクがある。 以上を踏まえると、今後見込まれる一層のテクノロジーの発展を踏まえて、電子開示のアーキテクチャは、国際的に整合性のあるものを採用することが重要と考えられる。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。また、IFRS 会計タクソノミについては貴重なご意見として承ります。

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
10	全般	「開発案②-1」に賛成する。我が国におけるサステナビリティ情報開示の基準を ISSB 基準をベースラインとして開発した理由はサステナビリティ情報の国際比較を可能にすることだと理解しているが、それをデジタルレポートで実現するためには、日本独自のタクソミを開発するのではなく、ISSB 基準の設定団体が開発したタクソミを利用すべきである。 ISSB タクソミの適用に合わせて、会計についても、IFRS 会計タクソミを適用すべきである。米国 SEC 登録会社で IFRS を適用している会社やヨーロッパの ESEF ファイリングの対象となる会社は、IFRS 会計タクソミの適用が義務付けられている。一方で、わが国における IFRS 任意適用会社は、わが国独自の国際会計基準タクソミを適用している。 IFRS18 号の適用を控えて、IFRS 財団では既に IFRS18 号対応のタクソミを公開しているが、わが国でも国際会計基準タクソミの更新が必要になると想定される。このように IFRS 基準の改正のたびに国際会計基準タクソミの更新をし続けていくのは社会的なコストの面から、また IFRS 基準との整合性を保つ面からも、望ましい対応ではないと考える。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。また、IFRS 会計タクソミについては貴重なご意見として承ります。
11	全般	提出会社の開示書類作成を支援する立場から基本的なフレームワークについて「開発案②-1」に賛同いたします。引き続きわが国のディスクロージャー発展の一翼を担うべく力を尽くす所存です。 これまでの EDINET タクソミの基本フレームワークとして、関係リンク(表示リンクベース)は、詳細な記載項目区分ごとに拡張リンクロールを分割する形で構成されているものと認識しております。このような構成の作り方は、構造理解、視認性の観点から大変優れたアプローチであると認識、評価しておりました。 EDINET タクソミとしての全体バランスの観点から、サステナビリティ開示タクソミの開発においても同様の構成としていただくことを要望いたします。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。これまでの EDINET タクソミの基本フレームワークと同様の拡張リンクロールを設定する方向にて検討しております。
12	全般	従来の EDINET タクソミでは、例えば「1 表 1 拡張リンクロール」としてタクソミが構成されているので、2027 年版 EDINET タクソミ開発案でも同様に「1 表 1 拡張リンクロール」として提供されると、データ作成者は従来と同じ操作で作業が行えて負担が軽減される、などのメリットがある。従来方式を踏襲することを考慮してタクソミを提供してほしいと考える。	

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
13	全般	現在、タクソミのあり方が議論されているサステナビリティ開示は、ISSB 基準の直接適用ではなく、ISSB 基準と「機能的に同等な基準」を SSBJ 基準が自律的に定めることになった。それにもかかわらず、「②-1 案」を採用することは、SSBJ 基準に従った情報を ISSB タクソミが定めるタグにより表記することになり、EDINET タクソミの一元性、包括性を崩すことになり、かつ SSBJ 基準による開示情報が ISSB 基準に基づくかのような記載をした責任を提出者が負うことになりかねない。 また、多くの情報利用者は、有価証券報告書のサステナビリティ開示項目で ISSB タクソミのタグ付けが直接使用されることで比較可能性が高まることはないと考えため、EDINET タクソミの独自のタグ付けが国際的な比較のうえで不利であるという意見は理解が及ばないため、その具体的な内容も公表していただきたい。 さらに、ISSB 基準や ISSB タクソミの更新が日本の開示実務に即して行われることは担保されず、更新のタイミングが翌年度に持ち越される運用が予想されるため、現在の EDINET タクソミの運用より、更に更新のタイミングが遅くなることを危惧します。 最後に、サステナビリティ開示の重要性に鑑みて開発予算を優先的に確保すべきだと考えられるところ、有価証券報告書のサステナビリティ開示について金融庁独自の EDINET タクソミを開発する手法が開発予算の制約によって忌避されるのであれば、学校法人や電力事業など開示主体が非常に少ない発行体向けのタクソミ開発を継続しているところ、金融庁は開発予算の優先順位について明確な説明を行ってほしい。 以上より、EDINET タクソミで独自に定義を行う方が安定性・予見性に優れていること、ISSB タクソミから流用可能なパーツは開示項目の概念定義と外国語のラベルロール程度であり、一つの開示に複数のタクソミが混在することの煩雑さやライセンスへの懸念を考慮すると EDINET タクソミに ISSB タクソミを取り込む利点はないと考える。 なお、有価証券報告書のサステナビリティ開示について「開発案②-1」では、サステナビリティ以外の開示項目との整合性を保つため、少なくとも拡張リンクロールと目次項目及び表示リンクは、EDINET タクソミ内で独自に定めることが必須である。	貴重なご意見として承ります。 ご記載のとおり、SSBJ 基準は ISSB 基準と機能的に同等であることから、ISSB タクソミを利用することは十分可能であり、SSBJ 基準への準拠表明が開示されることや基準差に対し参照リンクを示すことで、両者を区別することも可能と考えております。 また、異なるタクソミ間の変換作業を簡易と捉えることが難しい利用者もあり、変換作業の複雑さから ISSB タクソミを利用することを希望する意見が多く届いております。 タクソミの更新については、各関係者にとってタグ付け対応に混乱が生じないように引き続き検討いたします。 なお、今般のタクソミ開発については、サステナビリティ情報が国際的な比較可能性を強く求められていることや日本独自開示項目のタグ付けを可能にすること等を考慮し提案するものであり、予算の観点から判断したものではなく、また、優先度が高いものから開発することについては提出者負担も加味しております。

14	全般	以下の観点から、「開発案①金融庁独自の EDINET タクソノミ」を強く推奨します。 タグ付け対象が、ISSB 基準ではなく、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ開示のタグ付けであるにもかかわらず、ISSB タクソノミを取り込むという案は不自然な選択と考えます。SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に同等であるということとは、タグ付け対象項目というレベルでは必ずしも SSBJ 基準と ISSB 基準とが完全一致するとは限らないということを意味し SSBJ 基準の開示に対し ISSB タクソノミを用いることは、データ整理に支障を生じると考えます。また、将来の基準改訂の結果、ISSB 基準と SSBJ 基準に差異が生じる可能性もあり、その場合の対応も問題になります。 また、「国際比較のために、利用者は一定の変換作業が必要」とありますが、単純な変換処理との理解のため、それ自体工数全体に与える影響に重要性はありません。 IFRS タクソノミを取り込むメリットは変換作業が不要になるということにすぎないにもかかわらず、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」にて「IFRS サステナビリティ開示タクソノミを取り込むことをベースに開発しつつ、我が国独自の開示事項については金融庁独自のタクソノミを開発するという方向性が確認された。」ということには大きな違和感があります。 さらにライセンスの観点から利用制限のある ISSB タクソノミを公共性の高い開示データに強制適用することは不適切です。 ISSB タクソノミの場合、金融庁、提出ファイル作成支援事業者及び開示データ利用者において ISSB タクソノミ対応のための追加投資が必要になります。また、ISSB タクソノミのバージョンアップの度に影響分析、修正等のメンテナンス費用が発生します。 なお、いずれの案を採用する場合でも、提出者負担や予算等を考慮し、優先度が高いと考えられるものから開発する方向とする方針には賛成です。	貴重なご意見として承ります。 ご記載のとおり、SSBJ 基準は ISSB 基準と機能的に同等であることから、ISSB タクソノミを利用することは十分可能であり、SSBJ 基準への準拠表明が開示されることや基準差に対し参照リンクを示すことで、両者を区別することも可能と考えております。将来の基準改定は、都度基準の改定に合わせタクソノミの対応をいたします。 また、異なるタクソノミ間の変換作業を簡易と捉えることが難しい利用者もあり、変換作業の複雑さから ISSB タクソノミを利用することを希望する意見が多く届いております。 EDINET タクソノミの開発の方向性については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において審議を行い、委員の賛同が得られたため令和7年7月に中間論点整理を公表しているものです。当該中間論点整理を踏まえ、今回、2027 年版 EDINET タクソノミ開発案を公表し、パブリック・コメント手続きを実施しています。 なお、タクソノミ開発には、どの開発案であっても追加投資は発生いたします。今般の「開発案②-1」を提案したことについては、サステナビリティ情報が国際的な比較可能性を強く求めら
----	----	---	--

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
			れていることや日本独自開示項目のタグ付けを可能にすること等を考慮し提案するものです。
15	SSBJ 基準 非適用企業 のタグ付け	SSBJ 基準非適用企業も SSBJ 基準適用企業と同じタクソノミを適用することに賛成する。SSBJ 基準について、同一の会社が時価総額の変化や上場市場の変更によって、適用する年度と非適用の年度が出てくることが考えられる。その場合でも一貫した情報開示を実現するためには、同一のタクソノミを使用することが必要である。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。
16	SSBJ 基準 非適用企業 のタグ付け	SSBJ 基準非適用企業も、SSBJ 基準適用企業と同様に、「開発案②-1」を適用することに賛成する。これは、当該措置によって、両者に共通するサステナビリティ情報の開示項目の比較可能性が確保されるためである。 また、SSBJ 基準を適用しない場合でも、例えば GHG 排出量の開示が求められる場合、その GHG 排出量の概念は、SSBJ 基準適用会社のものと大きく相違するものではない。 こうした点を踏まえ、SSBJ 基準非適用会社においても SSBJ 基準適用会社と同じタクソノミの要素を使うことが妥当と考えられる。	
17	SSBJ 基準 非適用企業 のタグ付け	Where companies not subject to SSBJ standards will use the same taxonomy as those subject to SSBJ standards, there may be confusion in implementation for filers not familiar with the guidance. For example, a non-SSBJ company may be unsure which elements are strictly required for tagging under the Disclosure Ordinance but may inadvertently tag more than necessary. This risk can lead to inconsistent reporting. Separately, transitional filters moving from non-SSBJ to SSBJ (or vice versa) may have difficulties understand the changes in tagging requirement, risking accidental over or under tagging. Clear guidance such as training, checklists which will explicitly list what is mandatory vs non mandatory will mitigate this risk. (仮訳) SSBJ 基準非適用企業が、SSBJ 基準適用企業と同じタクソノミを使用する場合、ガイダンスに精通していない提出者にとっては実務上の混乱が生じるリスクがあり、これにより一貫性のない報告につながる可能性がある。 また SSBJ 基準非適用企業から SSBJ 基準適用企業に移行(逆もまた同様)する際には、タグ付け要件の変更を理解することが困難な場合があり、必須項目に対する明確なガイダンスを提供することなどにより、こうしたリスクが軽減されるであろう。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。SSBJ 基準非適用企業が開示府令に基づき開示する要素は、参照リンクに開示府令条文を用意する方向であり、その取扱いをガイダンスにより明確化することを検討いたします。

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
18	SSBJ 基準 非適用企業 のタグ付け	適用タクソノミについて、SSBJ 非適用企業に SSBJ 基準適用企業と共通のタクソノミの使用を認める場合、SSBJ 基準に基づかない情報に本タクソノミが使用されることがないような配慮が必要と考えられる。 SSBJ 基準は、適用基準においてサステナビリティ関連財務開示を作成する際の基礎となる事項を定めているが、同じ情報項目を開示している場合であっても、SSBJ 基準適用企業と SSBJ 基準非適用企業ではその情報を作成するための基礎が異なる可能性があることから、単純に比較できない場合があると考えられる。 この点、SSBJ 基準への準拠表明(適用基準第 79 項)の有無と組み合わせることにより、SSBJ 基準適用企業の情報か、SSBJ 基準非適用企業の情報かを判別することは可能であると考えられる。しかしながら、利用者の分析の仕方によっては、依然として両者が混同される可能性があると考えられるため、利用者の誤解が生じるリスクを軽減するための対応を検討することが望まれる。	本開発案をご支持いただきありがとうございます。 SSBJ 基準非適用企業が開示府令に求められる以上の開示を行った際のタグ付けの取扱いにつき、関係者への周知を含め検討いたします。
19	その他	開示府令に基づき従来の EDINET タクソノミにて詳細タグ付けが求められた「人材の育成及び社内環境整備に関する方針」及び「人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績」について、SSBJ 基準適用企業又は非適用企業別のタグ付けの使い分けについてご教示ください。当該開示について、SSBJ 適用企業は ISSB タクソノミ由来のツリー、SSBJ 非適用企業は従来 EDINET タクソノミの詳細タグを利用することになるのでしょうか。	人的資本開示につき、当該内容を SSBJ 基準上リスク及び機会に関し重要性がある情報と識別し開示した SSBJ 基準適用企業については ISSB タクソノミの該当要素をタグ付けし、開示府令に基づき開示した SSBJ 基準適用企業及び SSBJ 基準非適用企業については、従前の要素をタグ付けする方向で検討をしております。

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
20	ライセンス	有価証券報告書は法定開示書類であり、EDINET を通じて無償で広く公開される公共性の高い情報です。 しかし、第三者の著作権に基づく利用制限 (ISSB タクソミのライセンス条件) が含まれる場合、利用者が直接 IFRS 財団に利用確認を求める必要が生じます。利用者は多岐にわたるため、それぞれが個別に IFRS 財団へ利用可否を照会することは現実的ではなく、また ISSB タクソミに基づく部分を利用者が識別することも困難と考えられます。 したがって、金融庁が IFRS 財団と ISSB タクソミの利用に関する包括的な契約を締結し、その取扱いを EDINET の利用規約に明記することで、利用者が個別に IFRS 財団へ確認する必要が生じないようにされることを要望いたします。	貴重なご意見として承ります。 ISSB タクソミの知的所有権の取決めについては、我が国だけに適用されるものではなく、広く国際的に適用されるものです。IFRS 財団によって商業利用とはみなされないケースも多くあるため、すべての利用者が IFRS 財団との契約が必要とされるわけではありません。しかし、ISSB タクソミが商業製品又はサービスの一部として組み込まれる際には、IFRS 財団との契約が必要になります。その取扱いについては知的所有権が帰属する IFRS 財団が個々の契約先ごとにケースバイケースで判断するものと考えております。 このように個別契約ごとにケースバイケースで判断されるものであるため、金融庁として包括的な契約を締結する性質のものではございません。また、他国と同様に各企業が一般的な商業活動の結果、ライセンス料が生じ得ることはご理解いただければと考えております。

21	ライセンス	ISSB タクソノミの「商業的使用」が IFRS 財団の同意なしに許可されないとすれば、商業的な情報利用者にとって有価証券報告書のサステナビリティ開示項目の XBRL データの利用が IFRS 財団に制限されることになる。 EDINET が情報利用者に無償利用を保証してきたことが、国内外から数多くの様々な利用者を集め、国内上場企業等の開示情報が素早く流通・浸透し、日本の株式市場や国内企業の透明性や信頼性を高めてきた要因のひとつと考えているが、サステナビリティ開示項目に ISSB タクソノミを取り込むことによりライセンス侵害や利用料支払いの可能性が生じると、金融庁開示の利用に対して利用者の萎縮効果が発生することを強く懸念する。 特に、ISSB タクソノミの利用条件が明らかでなく将来にわたる負担を見積もることができないこと、金融庁開示の取得・利用に際して IFRS 財団の知的所有権に抵触する条件が不明確であることに懸念を感じる。そのため、ISSB タクソノミを利用していると認定される条件を EDINET の管理者である金融庁が明確にすべきであり、ISSB タクソノミの URI を引用する XBRL のスキーマファイルの取得行為そのものが ISSB タクソノミの利用の証拠にならないことを金融庁が保証すべきであると考えます。 以上から、金融庁が IFRS 財団の意向を聴取し、ISSB タクソノミの権利利用に関する条件を EDINET の利用者に対して示していただくことを希望する。 また、EDINET の電子開示から詳細な開示内容を取得する手段は、html ファイルの解析や AI ツールの利用など様々な手法があり、XBRL タクソノミの利用に限らないため、EDINET での開示ファイルの取得において IFRS 財団の権利侵害を未然に防ぐため、金融庁は ISSB タクソノミの引用を含まない開示取得手段を予防的に提供すべきである。	貴重なご意見として承ります。 ISSB タクソノミの知的所有権の取決めについては、我が国だけに適用されるものではなく、広く国際的に適用されるものです。IFRS 財団によって商業利用とはみなされないケースも多くあるため、すべての利用者が IFRS 財団との契約が必要とされるわけではありません。しかし、ISSB タクソノミが商業製品又はサービスの一部として組み込まれる際には、IFRS 財団との契約が必要になります。その取扱いについては知的所有権が帰属する IFRS 財団が個々の契約先ごとにケースバイケースで判断するものと考えております。 このように個別契約ごとにケースバイケースで判断されるものであるため、金融庁として包括的な契約を締結する性質のものではございません。また、他国と同様に各企業が一般的な商業活動の結果、ライセンス料が生じ得ることはご理解いただければと考えております。 さらに、情報利用者に対して、引き続き EDINET から HTML、PDF ファイルなど XBRL 以外の手段での情報取得を可能とする予定ですが、ISSB タクソノミの商業目的利用に該当するかは IFRS 財団にご確認ください。
----	-------	---	---

No	テーマ	コメントの概要	金融庁の考え方
22	ライセンス	EDINET の XBRL が「効率的な情報取得を可能とするため」のものであるためには、タクソノミが誰でも、いつでも、無償で利用できることが必要と考えます。ISSB タクソノミは、誰でも、いつでも、無償で利用できるわけではないので、これを EDINET の XBRL で用いることは、XBRL 提出書類の作成及び利用において大きな障害を作ることになります。 EDINET の XBRL データが ISSB タクソノミのタグを含む一式である場合、ISSB タクソノミを利用する意図がないにもかかわらず、ISSB タクソノミのライセンスに抵触してしまう可能性があることも懸念されます。 利用制限のある ISSB タクソノミを公共性の高い開示データに強制適用することは不適切です。企業の任意開示及び開示データ利用者のデータ整理において任意で利用可能なものに留めるのが妥当と考えます。	貴重なご意見として承ります。 XBRL 提出書類の作成者(提出者及び提出支援事業者)による ISSB タクソノミの利用については、IFRS 財団の IFRS タクソノミ利用規約によれば、商業利用に該当せず特段ライセンスの許諾手続は必要ない旨が示されています。 また、他国と同様に各企業が一般的な商業活動の結果、ライセンス料が生じ得ることはご理解いただければと考えております。

※「コメントの概要」は、いただいた御意見の主要なポイントを要約として記載しており、英文で御提出いただいたコメントについては、事務局にて原文を和訳した上で、その概要を仮訳として記載しています。

※本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。